

## 貸付限度額について

<所得判定額> 市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額\*

\*政令指定都市に市民税を納税している場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じた額  
 ※早生まれにより扶養控除の適用が同学年の遅生まれの生徒よりも1年遅くなる者の場合は、保護者のうちどちらか一方は「(課税標準額-33万円)×6% - 市町村民税の調整控除の額」で計算します。(生徒本人が平成21(2009)年1月2日～4月1日生まれで、保護者のうちどちらか一方に扶養される者が該当します。)

<貸付限度額>

在学学校	所得判定額 (保護者合算)	年収めやす (※1)	貸付限度額(年額)
国公立 私立	251,100円未満	800万円未満	授業料実質負担額(※2) + その他教育費10万円
私立	251,100円以上 347,100円未満	800万円以上 1,000万円未満	授業料実質負担額(※2) (注)24万円を上限(※3)

(※1) 年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人(16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人)がいる4人世帯の場合のものである。

(※2) 授業料実質負担額とは、各校の授業料年額から国の就学支援金や大阪府授業料支援補助金、学校独自の減免等を差し引いた額をいいます。

(※3) 授業料実質負担額が24万円を下回る場合は、その額が上限となります。

<貸付限度額の計算>

所得判定額 (保護者合算)	年収めやす (※1)	授業料	(国)就学支援金	授業料実質負担額	授業料実質負担額	その他教育費 100,000円	貸付限度額 (年額)
251,100円未満	800万円未満	円	円	円	円	100,000円	円
251,100円以上 347,100円未満	800万円以上 1,000万円未満	円	円	円	円	(加算なし) 0円	(上限:240,000円) 円

年間授業料を記入してください

※授業料は学校にご確認ください。

年間授業料が就学支援金よりも低い場合は、保護者負担額は0円です。

※貸付限度額に千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げてください。

### 1 国公立の高等学校・特別支援学校・大阪公立大学工業高等専門学校に在学の場合の貸付限度額

区分	所得判定額 (保護者合算)	年収めやす	貸付限度額	備考
1	生活保護・非課税 251,100円未満	800万円未満	100,000円	・授業料実質負担額は無償のため、貸付限度額(年額)は、『その他教育費』の10万円となります。

### 2 大阪府私立高校生等就学支援推進校に在学の場合の貸付限度額 【全日制】

区分	所得判定額 (保護者合算)	年収めやす	貸付限度額	備考
1	生活保護・非課税 251,100円未満	800万円未満	100,000円	・授業料実質負担額は無償のため、貸付限度額(年額)は、『その他教育費』の10万円となります。
2	251,100円以上 347,100円未満	800万円以上 1,000万円未満	0円 (貸付対象外)	・授業料実質負担額は無償のため、貸付限度額(年額)は、0円(貸付対象外)となります。

### 3 大阪府私立高校生等就学支援推進校以外の学校に在学の場合の貸付限度額 【全日制】

<<授業料が年間50万円の学校の場合>>

区分	所得判定額 (保護者合算)	年収めやす	授業料 ①	(国)就学支援金 ②	授業料実質負担額 ①-②	貸付限度額	備考
1	生活保護・非課税 251,100円未満	800万円未満	500,000円	457,200円	42,800円	143,000円	・貸付限度額(年額)は、『授業料実質負担額』に『その他教育費:10万円』を加えた額となります。(千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げ)
2	251,100円以上 347,100円未満	800万円以上 1,000万円未満				43,000円	・貸付限度額(年額)は、24万円が上限となります。(千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げ)

### 4 国立高等専門学校に在学の場合の貸付限度額

区分	所得判定額 (保護者合算)	年収めやす	授業料 ①	(国)就学支援金 ②	授業料実質負担額 ①-②	貸付限度額	備考
1	生活保護・非課税 251,100円未満	800万円未満	234,600円	234,600円	0円	100,000円	・『授業料実質負担額』は無償となります。貸付限度額(年額)は、『その他教育費』の10万円となります。

4・5年時には、別の修学支援制度により貸付限度額が変わる場合がありますので、育英会までお問い合わせください。

5 大阪府私立高校生等就学支援推進校に進学した場合の貸付限度額 【通信制】

≪授業料が年間25万円（1単位あたり10,000円、年間25単位）の学校の場合≫

【高校1・2年時】

区分	所得判定額 (保護者合算)	年収めやす (※1)	授業料 ①	(国) 就学支援金 ②	(府) 支援補助金 ③	(②+③) 合計	授業料実質負担額 ①-(②+③)	貸付限度額	備 考
1	生活保護・非課税 251,100円未満	800万円未満	250,000円	250,000円 (10,000円×25単位)	0円	250,000円	0円	100,000円	・授業料実質負担額は無償のため、 貸付限度額(年額)は、『その他教育費』の10万円となります。 ・授業料実質負担額は無償のため、 貸付限度額(年額)は、0円(貸付対象外)となります。
2	251,100円以上 347,100円未満	800万円以上 1,000万円未満						0円 (貸付対象外)	

【高校3年時】

区分	所得判定額 (保護者合算)	年収めやす (※1)	授業料 ①	(国) 就学支援金 ②	(府) 支援補助金 ③	(②+③) 合計	授業料実質負担額 ①-(②+③) (※2)	貸付限度額	備 考
1	生活保護・非課税 251,100円未満	800万円未満	250,000円	240,000円 (10,000円×24単位)	0円	240,000円	10,000円	110,000円	・『授業料実質負担額』+『10万円』の範囲内での貸付となります。
2	251,100円以上 347,100円未満	800万円以上 1,000万円未満						10,000円	

※就学支援金または支援補助金の支給上限額は、1単位あたり13,668円ですが、1単位当たりの授業料が13,668円よりも低い場合は、授業料相当額を上限に支給されます。

6 大阪府私立高校生等就学支援推進校以外の学校に進学した場合の貸付限度額 【通信制】

≪授業料が年間37万5千円（1単位あたり15,000円、年間25単位）の学校の場合≫

【高校1・2年時】

区分	所得判定額 (保護者合算)	年収めやす (※1)	授業料 ①	(国) 就学支援金 ②	授業料実質負担額 ①-②	貸付限度額	備 考
1	生活保護・非課税 251,100円未満	800万円未満	375,000円	341,700円 (13,668円×25単位)	33,300円	134,000円	・貸付限度額(年額)は、『授業料実質負担額』に『その他教育費：10万円』を加えた額となります。(千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げ) ・『授業料実質負担額』の範囲内での貸付となります。(上限24万円)
2	251,100円以上 347,100円未満	800万円以上 1,000万円未満				34,000円	

【高校3年時】

区分	所得判定額 (保護者合算)	年収めやす (※1)	授業料 ①	(国) 就学支援金 ②	授業料実質負担額 ①-②(※2)	貸付限度額	備 考
1	生活保護・非課税 251,100円未満	800万円未満	375,000円	328,032円 (13,668円×24単位)	46,968円	147,000円	・貸付限度額(年額)は、『授業料実質負担額』に『その他教育費：10万円』を加えた額となります。(千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げ) ・『授業料実質負担額』の範囲内での貸付となります。(上限24万円)
2	251,100円以上 347,100円未満	800万円以上 1,000万円未満				47,000円	

※就学支援金または支援補助金の支給上限額は、1単位あたり13,668円ですが、1単位当たりの授業料が13,668円よりも低い場合は、授業料相当額を上限に支給されます。

(※1) 年収のめやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人(16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人)がいる4人世帯の場合のものです。

(※2) 通信制の就学支援金支給の上限は74単位。育英会では1・2年時25単位、3年時を24単位で割り当てているため、年間25単位の学校の場合、3年時に1単位分の授業料実質負担額が発生。